

# 社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会

## 役員報酬等に関する規程

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、定款第10条及び第25条の規定による役員及び評議員、評議員選任・解任委員の受ける報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 会長及び理事、監事の報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 会長 月額 100,000円

(2) 理事、監事 1回 5,000円

2 会長の報酬は、就任した当月分から支給する。ただし、就任の日が月の初日でないときは、就任の日から日割計算により支給する。

3 会長が辞職等によりその職を離れたときは、その月分はその日までの日割計算により報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が招集に応じ出席したときは、1回につき3,000円を費用弁償として支給する。

(補 則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年 7月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

(役員報酬額の特例)

2 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間(特例期間という。)における役員の報酬月額、役員報酬等に関する規程第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額の100分の5を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた額)を減じて得た額を支給するものとする。

附 則

1 この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

(役員報酬額の特例)

2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間(特例期間という。)における

役員の報酬月額、役員報酬等に関する規程第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額の100分の4を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた額）を減じて得た額を支給するものとする。

附 則

1 この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

（役員報酬額の特例）

2 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間（特例期間という。）における役員の報酬月額は、役員報酬等に関する規程第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額の100分の3を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた額）を減じて得た額を支給するものとする。

附 則

1 この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

（役員報酬額の特例）

2 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間（特例期間という。）における役員の報酬月額は、役員報酬等に関する規程第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額の100分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた額）を減じて得た額を支給するものとする。

附 則

1 この規程は、平成21年12月25日から施行し、平成21年12月 1日より適用する。

（役員報酬額の特例）

2 平成21年4月1日施行のこの規程の附則第2項（役員報酬額の特例）の規定にかかわらず、平成21年12月1日から平成22年3月31日までの間（特例期間という。）における役員の報酬月額は、役員報酬等に関する規程第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額の100分の0.5を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた額）を減じて得た額を支給するものとする。

附 則

1 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。